

市営住宅だより

No. 1 2018年(平成30年) 秋号

今年の夏は記録的猛暑日が続いていましたが、皆さんいかがお過ごしですか。

今年度から年に2回、市営住宅に関する情報を発信していきます！入居したばかりの方も、長年お住まいの方も改めて読んでいただき、市営住宅に関するルールや住宅施設課への届出など、再確認していただければと思います。

ペットの飼育、持ち込みは禁止です！

「鳴き声がうるさくて眠れない」「悪臭がひどい」「うちは飼いたくても我慢しているのにあの家は飼っている」「アレルギーがあるので困っている」など、ペットに関する苦情が寄せられています。ペットの飼育はもちろん、一次預かりや餌付けも禁止されています。もし、飼育されている方は飼育可能な方に譲るなど自主的な対処をお願いします。



集合住宅のマナーを守りましょう！



市営住宅には、お年寄りから小さなお子さんまで様々な人が暮らしています。同じ団地内で快適な生活を送るためには、「他人への思いやり」や「お互いの協力」が必要です。自分のルールは隣人のルールではありません。相手の身になって、思いやりを持った共同生活を営みましょう。

廊下やベランダに物を置かないでください！

廊下や共有スペースに物が置いてあると、火災等の緊急時に住民の方々が避難する際に支障をきたします。また、景観が悪くなることや、いたずらや放火の危険性もありますので、物を置かないようにしてください。



訪問販売に注意してください！

「市役所からの依頼（許可・推薦）で来ました」と言って、換気扇のフィルターや水道の浄水器を販売にくる業者があるようです。市役所が特定の業者に対して販売の依頼や許可をすることは一切ありませんので、ご注意ください。また、市の職員は名札をつけており、基本的に2名で伺います。少しでも不安を感じたら住宅施設課にご確認ください。

こんな時には住宅施設課までご連絡を！

結婚、出産、転入、転出、死亡等により世帯構成に変動があるときは、市民課への届出のほかに住宅施設課へも届出が必要です。また、名義人変更、同居承認については関係法令上認められない場合もありますので、事前にご相談ください。

市営住宅を退去される方は、事前にご連絡のうえ退去予定日の5日前までに届出をお願いします。退去の際には家具、荷物、個人で設置したもの等の片付けや電気、ガス、水道の閉栓手続きをお済ませください。明渡し手続きが完了しない場合は、日割り家賃が発生しますので、お気をつけください。

駐車場を解約する場合は希望日の5日前までに届出をお願いします。新規契約については駐車場の空き状況によって契約できない場合もありますので、事前にご相談ください。

駐車場使用期間内に、登録している車輛が変わるときは届出が必要です。

届出を受理した上で、「保管場所証明書」を住宅施設課にて発行しますので、車輛が変わる際には車輛を購入した際の注文書、契約者の方の印鑑、車検証をお持ちください。



孤立死を未然に防ぐために！

最近、亡くなったことに親族や近隣の人々が気付かず、相当日数を経てから発見されるいわゆる「孤立死」に関するニュースが報道されています。春日井市では電気、ガス、水道などのライフライン事業者や新聞販売店、住宅供給事業者、金融機関等と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、地域見守り活動を進めています。「孤立死」を未然に防ぐためには、人と人のふれあいが大切です。普段からご近所とのコミュニケーションをとり、体の不自由な人や、高齢者を支え合う互助意識を高めましょう。

チェック！ こんなときは『地域見守りホットライン』へご連絡を！

- ポストに郵便物や新聞が数日分たまっている
- 雨戸やカーテンが何日もずっと閉まっている
- 同じ洗濯物が何日も干されている
- 住宅から異臭や異音がしている
- 隣人などから最近姿を見かけないとの情報が入った
- 体が異常に汚れているなど、本人の体の状態が不自然である
- 無表情でふさぎ込む、話をしようとししない



地域見守りホットライン 24時間対応
春日井市健康福祉部地域福祉課内
TEL：0568-85-6196

家賃・駐車場料金の払い忘れはありませんか？

家賃・駐車場料金は必ず納期限内に納めてください。3ヶ月以上の滞納により連帯保証人への連絡や、住宅・駐車場の明渡しを求めることがあります。収入の減少などで支払が困難となった場合は、住宅施設課までご相談ください。

家賃の払い忘れを防ぐ為にも、支払い方法は口座振替を推奨しています。

口座振替へ変更する場合は、住宅施設課までご連絡下さい。

家賃滞納の流れ

督促状と共に納付書を送りますので、納期限までに必ず納付してください。

①家賃滞納

②督促

③催告・連帯保証人への連絡

④呼出状

⑤契約解除

⑥訴訟

⑦強制執行

納入相談に来られないなど、納付の意思を示さず、滞納状況が改善されない方については契約を解除し、裁判所に住宅の明渡しと滞納額を請求する訴えを起こします。



次回もお楽しみに！

©Fusugai City 2008
春のまち春日井「通風くん」

【編集と発行】

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市建設部住宅施設課

電話：0568-85-6294（直通）